

令和7年度 なら歴史芸術文化村文化財修復・展示棟ガイドサービス構築業務委託
質問に対する回答

ご質問項目			ご質問内容	回答内容
受託事業者募集要項	2. 委託業務の概要 (5) 委託料上限額		委託料上限金額を超える場合は審査対象外となるのでしょうか。 必須機能が備わっている企画内容次第では上限金額は柔軟性を持たせることができる可能性はあるのでしょうか。	本業務にかかる委託料上限額は、募集要項に記載のとおりであり、当該委託料上限額を超える金額では業務委託できません。 したがって、企画提案に参加申込される場合、ご提出いただく見積書は、当該委託料上限額の範囲内としてください。
	3. 参加資格 (13)		実績につきまして、アプリではなく「音声ガイド機でのみ提供＋コンテンツ制作」の実績が多いのですが、類似業務として認識してよろしいでしょうか。	募集要項3. 参加資格(13)に記載している「同種業務」、「類似業務」に該当すると判断できる場合は、それぞれの実績として認めます。 (必ずしもアプリ制作でなく、展示に関するコンテンツ制作であれば実績として認めます。) (同種、類似の区別は提供した博物館の種別に基づいていますので、提供した博物館によって区分してください。)
	5. 手続き等 (4) 企画提案書等の提出	(様式6) 業務実施体制	担当者につきまして、受注決定後に変更することは可能でしょうか。	原則、「(様式6) 業務実施体制」に記載いただくとおりの実施体制(人員)で実施してください。 受注決定後、事情により、やむを得ず変更する場合は、本県と協議してください。
		(様式7) 業務受託実績	アプリ実績に限定される場合、クライアント様との契約の都合上、受託金額を提示することは大変難しいです。 「受託金額」のみ空欄として提出することは可能でしょうか。	契約の都合上、受託金額を提示することが不可である場合は、「(様式7) 業務受託実績」の受託金額欄にその旨記載してください。 なお、添付いただく「実績を示す契約書等」については、提示不可箇所を黒塗りにする等していただいて結構ですが、当該業務内容の受託実績があることについて客観的に確認できる書類を提出してください。
		(様式8-5) ガイドサービスの拡張性に関する提案 (様式8-6) 独自提案	ガイドサービスの拡張機能、独自提案のすみ分けについて、共通する部分も多いと思ったのですが、独自提案とは今回の提案で受注した際にガイドサービス設計・構築と同時に進行する提案と理解してよろしいでしょうか。	拡張機能は、次年度以降におけるガイドサービス機能の拡張案であるのに対し、独自提案は、本業務におけるガイドサービス設計・構築と同時に今年度進行する提案であるご認識ください。 (独自提案では、本業務において、仕様書で提示した必須機能に加えて、ガイドサービスの利用を促進させる工夫や、利用者が継続してガイドサービスを起動・利用するような機能等、文化村事業への寄与が期待できる提案者独自の提案をしてください。)
	6. 受託事業者の選定 (1)②		プレゼンテーションを実施することになった場合、所要時間はどれくらいを見込んだ方がよろしいでしょうか。 参加人数に制限はありますでしょうか。 また、実施することになった場合はいつお知らせしていただけるのでしょうか。	プレゼンテーションの実施は、質疑応答を含め最大30分程度を予定しています。 参加人数制限は、2～3名とさせていただきます。 詳細は、参加表明書の提出期限(5/2)後、5月上旬頃に、参加表明のあった事業者様へお知らせする予定です。
仕様書	6. 業務詳細 (2) ガイドサービスの設計	8. 撮影・録画の禁止について	(3) ガイドサービスの構築に「スマートフォンでの利用を主な形態」と記載ありますが、来場者の所有するスマートフォンを使用することが前提でしょうか。	本業務により制作するガイドサービスは、来館者が所有するスマートフォンでの利用を想定しています。 この想定の上で、事業者様の企画提案において、仕様書に示す機能を満たすガイドサービスの設計をご提案ください。 ※ご質問内容の一部に、提案内容自体に関わる事項の記載がありましたので、当該部分に関する記載は省略し、回答は控えさせていただきます。
	6. 業務詳細 (3) ガイドサービスの構築		貴館にWi-Fiは設置されておりますでしょうか。 内部用、来場者様も使用できるかご教示いただきたく存じます。	当施設には下記Wi-Fiが設置されています。 ・来館者用フリーWi-Fi ・職員用Wi-Fi 本業務により制作するガイドサービスは、来館者様に来館者用フリーWi-Fiによりご利用いただく想定です。
	別添 情報セキュリティに係る特記事項		(再委託先の情報セキュリティ) 第3について、参加資格には記載ございませんでしたが、参加企業も指定の情報セキュリティ対策を取得することは必須でしょうか。	「情報セキュリティに係る特記事項」第1に記載のとおり、委託事業者が、個人情報等を取り扱う場合は、記載の認証を取得していることを求めています。 また、同特記事項第3に記載のとおり、本業務を再委託する場合は、当該再委託先においても記載の認証を取得していることを求めています。